

開成町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

開成町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

令和7年度及び令和8年度に限り、常勤の特別職の給与及び期末手当に係る地域手当を支給しないようにするため、開成町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を提案いたします。

開成町条例第 号

開成町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例

開成町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和40年開成町条例
第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す
ように改正する。

改正後	改正前
附 則 1～8 （略） <u>（地域手当の特例）</u> 9 <u>令和7年度及び令和8年度に限り、</u> <u>第2条第2項及び第3条第2項の規定</u> <u>（地域手当に係る部分に限る。）は適</u> <u>用しない。</u>	附 則 1～8 （略） (新設)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。